

県立学校教育用端末貸与申請 提出書類チェックリスト

- ①該当する世帯状況いずれかの口に✓を記入し、提出書類を確認してください。
 ②提出期限（4月8日）に提出してください。

(1)生業扶助受給世帯

世帯状況	チェック欄	提出書類
貸与を受けようとする時点で、生活保護法（昭和25年法律第144条）第36条の規定による生業扶助が措置されている。	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・県立学校教育用端末貸与申請書（第1号様式） ・生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（様式6）または、福祉事務所等が発行する生活保護受給証明書

(2)道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税(0円)の世帯

世帯状況	チェック欄	提出書類
親権者が2名である。（両親）	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・県立学校教育用端末貸与申請書（第1号様式） ・親権者2名の課税証明書等
親権者が1名である。（離婚、死別等） ※親権者が一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合を除く	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・県立学校教育用端末貸与申請書（第1号様式） ・親権者1名の課税証明書等
親権者が2名であるが、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情がある。 ※上記の事情があり、親権者1名の課税証明書等が提出できない場合	<input type="checkbox"/>	
未成年後見人が選任されている。 ※未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。	<input type="checkbox"/>	
未成年後見人が選任されておらず、生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)が存在する。	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・県立学校教育用端末貸与申請書（第1号様式） ・主たる生計維持者の課税証明書等
未成年後見人、主たる生計維持者が存在せず、生徒本人が成人に達している。	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・県立学校教育用端末貸与申請書（第1号様式） ・生徒本人の課税証明書等
その他 所得確認の対象が生徒本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者の存在しない場合）であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない。	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・県立学校教育用端末貸与申請書（第1号様式）

(注意事項) 課税証明書等は、令和2年分のものを提出してください。